

~毎月12日(インフル)は、新型インフルエンザを考える日~

編集/発行 (京都府丹後広域振興局) 新型インフルエンザ対策ワーキング会議

丹後保健所

検索

<事務局>

件

京都府丹後保健所(丹後広域振興局健康福祉部) 保健室 感染症 難病担当

〒627-8570京丹後市峰山町丹波 855 TEL.0772-62-4312 FAX.0772-62-4368 www.pref.kyoto.jp/tango/ho-tango

もくじ ・流行の始まり・・・・・・ クラスター情報 ……… ・集団感染を防ぐ(保育所・学校編)・・・・・・・②

流行の始まり

8月21日、患者報告数の増加を受け、厚生労 働省は事実上の流行の始まりを宣言しました。

8月から、京都府では、原則全ての医療機関で 発熱患者等の診察が行われるようになりました。 管内でもインフルエンザA型陽性の患者報告があ り、PCR検査で確定していましたが、8 月 25 日か らは確認のためのPCR検査は実施しておりませ ん。普段は流行の少ないこの時期の患者の大部 分は、新型インフルエンザの患者と考えられます。

また、新型インフルエンザ感染による死亡例も 報告され、基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリ スクが高いことも指摘されています。(裏面参照)。

今秋の流行も予測され、手洗い、うがい、咳エ チケットの徹底がとても大切です。



- ① かかりつけ医や、病院・診療所へ事前に電話してください。
- ② 電話した病院・診療所から、受診時間や受診方法について指示を受けてください。
- 受診の際は、「マスク着用」、「咳エチケット」など、他の人にうつさないように注意してくださ い。

クラスター(集団発生)とは?

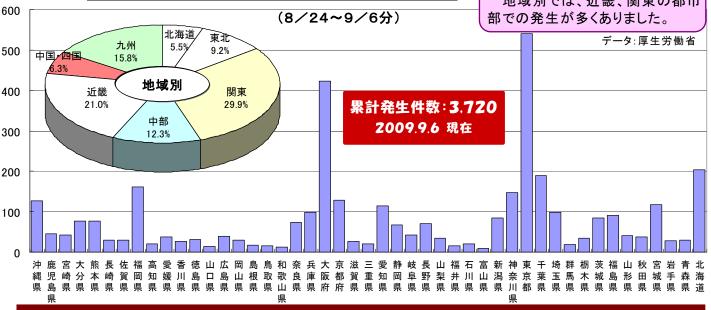
同一集団(10人以上)で1週間 以内にインフルエンザ患者が2名 以上発生した場合です。

-(集団感染)の累計発生件数(9月6日現在)

厚生労働省は、クラスターの集 計を報告しています。

最も発生が多かったのは東京 都で541件、次に多いのが大阪 府で423件、京都府は7番目に多 く128件でした。

地域別では、近畿、関東の都市



新型インフルエンザ(A/H1N1)統計

要注意!



次のような持病のある方は、インフルエンザに感染すると 重症化することがあります。

- •慢性呼吸器疾患(喘息等)•慢性心疾患
- •代謝性疾患(糖尿病等)•腎機能障害
- ・ステロイド内服などによる免疫機能不全

また、次の方もインフルエンザに感染すると重症化することがあります。

妊婦・乳幼児・高齢者

普段から手洗い・うがいの励行や人混みを避けるなど、感染しないよう十分な注意が必要です。

かかりつけ医がいる方は、事前に発症 時の対応を相談しておきましょう。

(用語解説) ウイルス性肺炎

インフルエンザ、麻しん、水痘、RSウイルスなどウイルスが原因で引き起こされる肺炎である。海外の報告によると、入院を必要とした新型インフルエンザ患者の多くに、急速に進行する肺炎を認めており、今後、流行拡大とともにウイルス性肺炎の症例が多発する可能性も指摘されている。

インフルエンザウイルス性肺炎

(influenza viral pneumonia)

頻度:確定診断が難しいため、正確な数値はないが、インフル エンザ流行時に発症する肺炎の約20%と言われてい る。

症状: インフルエンザ罹患後早期(約3日後)に出現する発熱、 咳、痰、胸痛等の症状。ことに強く、進行性の呼吸困難

診断:ウイルスの分離、抗原陽性又は血清抗体価の上昇、白血球増加、他の原因細菌が無い、胸部X線所見等を含め臨床的に総合判定

治療: 抗インフルエンザウイルス薬、抗菌剤、免疫グロブリン の併用が多い

(出典: 社団法人日本呼吸器学会 成人市中肺炎診療ガイドライン)

集団感染を防ごう 保育所・学校編

どんなに感染防止に努めても、100% 防げるとは限りません。

児童や職員が感染した場合の対応を前もって嘱託医師と十分相談し、保護者とも 情報共有しておきましょう。

①児童や職員の毎日の健康状態の把握 と情報共有

- O 健康連絡票などの活用、保護者からの聞き 取りなどで児童の健康状態等の確認
- 〇 健康観察の記録整備と職員間での共有
- 体調不良時は無理に登校(園)しない、させ ないことの啓発
- 〇 喘息等リスクの高い児童の把握と対応についての保護者との調整

③環境整備

- 適度な湿度、温度等の保持と換気
- こまめな清掃と消毒
- ふたつきゴミ箱の設置やビニール袋の準備
- 〇 体調不良児の保護に備えて、マスクや個室 の確保
- 体調不良児に接する職員のマスク、手袋の 確保

②予防対策の実施

- 施設内での手洗い・うがいの実施と家庭で の励行
- タオル、コップの共有禁止
- 遊具の衛生管理(口に触れる遊具はその都 度水(湯)等で洗い流す)
- 咳エチケットの徹底(児童・職員・保護者)
- 〇 感染源となりうるもの(汚れたテイッシュ等)の処理方法の徹底(①手袋の使用 ②ビニール袋に入れて廃棄 ③処理後の手洗いの実施)

4体調不良児が発生したときの対応

- 〇 体調不良児の保護(原則別室で保護)
- 〇 保護者への連絡
- 看護する職員のマスク、手袋等の着用や感 染予防に注意した対応
- 病児と濃厚に接触した児童や職員の健康 観察と注意事項の説明
- 病児への人権配慮と 保護者への適切な情報 提供





権様は手洗 いしない が 大 好 き っさ! 手洗い、 うがいは 基 本 だ よ!



新型インフルエンザNEWS No.17

(平成21年10月12日発行)

- ・トピックス
- ・新型インフルエンザ
- 用語解説(インフルエンザ脳症)
- 集団感染を防ごう